

第4回民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室
民間資金等活用事業推進室

第4回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成12年3月10日(金) 16:40～17:25

場 所： 内閣総理大臣官邸大客間

1. 基本方針(案)について
2. その他

出席者

樋口委員長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、原委員、前田委員、山内委員
小淵内閣総理大臣、額賀内閣官房副長官、松谷内閣官房副長官、長峯総理府総括
政務次官、竹島内閣内政審議室長、白須民間資金等活用事業推進室長

樋口委員長 ただいまより第4回民間資金等活用事業推進委員会を開会させていただきます。

本委員会は、去る10月8日の第1回委員会以来、基本方針について審議を重ねてまいりました。本日は総理から本委員会にPFI事業の実施に関する基本方針案について付議が行われる運びとなりました。ここで額賀内閣官房副長官よりお話しを頂戴いたしたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

額賀内閣官房副長官 ただいま、御指名をいただきました額賀福志郎であります。総理に代わりまして、付議に関する発言をさせていただきたいと思っております。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

昨年10月8日の第1回委員会におきまして、小淵内閣総理大臣からPFI事業の実施に関する基本方針について、調査審議をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、活発かつ詳細な御議論をいただき誠にありがとうございました。

本日は、基本方針案につきまして、本委員会に付議をしたいと思っております。内閣総理大臣に代わりまして、資料1の付議文を朗読させていただきます。

『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第4号第4項の規定に基づき、別添の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(案)」について、民間資金等活用事業推進委員会に付議する。』

以上でございます。御審議のほどをよろしく願い申し上げます。

樋口委員長 ありがとうございました。

ただいま、基本方針案について付議されたところでございます。つきましては、最初に事務方の白須室長から基本方針案について御説明を願いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

白須室長 では、ただいま付議されました資料1の別添に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(案)」とございます10ページのものでございますので、お時間の関係上、この資料2とございますところに「基本方針(案)の要旨」というのを御用意させていただいております。これを使いながら、簡単に御説明させていただきたいと考えております。

まず、全体的にはこの基本方針案につきましては、最初2ページにおきまして「前文」ということになっております。以下、一から七までそれぞれ特掲をしているところでございます。

前文におきましては、1ページ目の第1パラグラフにおきましてPFI事業の基本理念等を示しているところでございます。

公共性のある事業であること。

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。

民間事業者の自主性と創意工夫の尊重による、効率的かつ効果的な実施を図るべきこと。

公平性の担保。

透明性の確保。

客観性の担保。

明文による契約内容の明確化。

企業体の法人格上の独立性、事業部門の区分経理上の独立性。

8つの原則ないし主義という形で、これら基本理念を明示いたしているところでございます。

次のパラグラフにおきましてPFI事業の効果につきまして、第1、第2、第3ということで、書いております。

第1は、低廉かつ良好な公共サービスの提供ということでございます。

第2に、これは本体の2ページ目の冒頭でございますが、公共サービスの提供におけます行政の関わり方を改革していくということでございます。

第3といたしまして、民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化ということでございます。

以上が効果でございまして、これらのものに対しまして、財政上・金融上の支援、また既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講じていく必要があるということを書いております。

また、この基本方針案は基本的には、国及び特殊法人等を対象とするものが規定の主たるものでございますが、これらにつきましても、地方公共団体におきましても、この基本方針の定めるところを参考といたしまして、PFI事業の円滑な実施に努めていただきたいということを記載させていただいております。

以下、一におきましては、特定事業の選定に関する基本的な事項を書かせていただいておりますが、資料2の一番下にございますように、大原則は民間事業者に行わせることが適切なものは、できる限り民間事業者にゆだねるということでございます。

また、2ページ目等がございますように、それぞれにおきまして公平性、透明性に配慮して行うということを書いておりますが、この公平性、透明性への配慮、また民間事業者からの発案の積極的な取り上げというのが基本的なベースでございます。

4のところがございます「民間事業者の発案に対する措置」ということでございますが、民間事業者の発案を積極的に取り上げていくという考え方から、受付の体制等を整備するなど必要な措置を講じること。また、その一番下にございますが、相当の期間内に結論に至らなかった場合には、これを通知する等透明性を確保するということを書いております。

二の「民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」でございますが、2ページ目の一番下にございますように、競争性を担保し、透明性を確保した上実施するという。また、民間事業者の創意工夫の発揮への留意を行うということが基本でございます。

このような観点から、総合評価の評価基準の客観性の確保、また性能発注の重視等々が記載されているところでございます。

三の「民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項」といたしましては、第1に実施方針におきまして、公共部門の関与、また想定されるリスク及びリスク分担をできる限り具体的に明確化すると。

2といたしまして、協定等、契約等でございますが、この規定を具体的かつ明確に取り決め、これらを公開していくということを書いているところでございます。

恐縮でございます、4ページ目でございますが、四の「法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項」の部分につきましては、地方のPFIの事業にも適用されるわけでございますが、国、政府は次の点が必要という基本的な考え方に立ちまして、適切に措置するというので、財政上の支援また税制上の措置についての検討、金融、規制等々につきましては、PFI事業の実施に係る法制上の位置付けの整備等につきましては、特記をいたしているところでございます。

五でございますが、本PFI委員会に関する基本的な事項といたしまして、所要の調査審議、また必要に応じました関係省庁への意見による国のPFI事業の促進及び総合調整、また所要の情報の収集、提供等を書き、委員会の今後の活動状況、これによりますPFI事業の促進についての趣旨を明確化いたしているところでございます。

5ページ目でございますが、六といたしまして、地方公共団体におきまして多く事業が行われるということをお勧めいたしまして、地方公共団体におきます事業実施に関する基本的な事項というのを特記いたしまして、地方公共団体におきまして、これらを参考といたしまして、さらに以下に掲げます事項に留意の上、円滑な実施に努めていただくということで、これらの点を特記いたしております。

その他、七といたしまして、政府といたしまして情報の収集・提供等を行うということをお勧めいたしているところでございます。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、本基本方針案につきましての御意見を率直にお伺いしたいと思いますので、御発言をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

A委員 昨年10月以来、委員会が開かれまして、きっと地方自治体の方々も、民間事業者の方々も、一日千秋の思いでこの基本方針が明らかにされることを待っておられると思います。

この期末を迎えて、ちょうどいいタイミングでできて、基本理念という非常に難しいものをまとめていただくために、委員長はじめ推進委員会の皆様が御尽力くださったことを御礼申し上げます。

基本方針というのは、なかなか難しゅうございまして、きっとこれから数多くのいい案件が出てくると私は確信いたしておりますが、その過程で、イギリスとは異なり技術的な面でいろいろ今まで経験のなかったことを我々には行っていく必要があると思います。これこそが、基本理念を曲げることなく、日本版という形容詞を付けざるを得なかった理由だ

と考えております。

この委員会の委員にいただき、これから未長くこういう具体的な問題が起こったときに、適切な解決が図れるように尽力していきたいと考えております。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。B委員、何かございますか。

B委員 これを拝見して、お話を伺いまして、非常に本文もわかりやすく、要旨に至ってはさらにわかりやすく、非常に理解しやすく、よろしいのかなと思います。

そういう意味では、全く異論ありませんし、こういうことでよろしいのかなと思いますが、ただ先ほどA先生からお話ありましたように、今後具体的にやっていると、いろいろ今までの法制だとか、いろんな障害が出てくるのかなと、そういうことが予想される中で、推進委員会あるいは私も推進委員として今後どういうふうな貢献ができるかなと。今後またこれはこれで片が付くんですが、その次の段階でさらに御支援できるような形のことを考えていきたいなと思っております。

樋口委員長 どうもありがとうございました。C委員どうですか。

C委員 感想めくのでありますけれども、大変適切な基本方針案がまとまりまして、P F Iの推進に寄与するものと期待しております。

私は、これからのことなでありますけれども、P F Iはやはり日本で長期的に育てて、定着化されるという姿勢が何よりも大事ではなからうかというふうに思っております。御案内のように、経済が伸びない時代になってまいりまして、社会資本を、何をどういうふうな整備方策で整備するかというふうなことは議論になっているわけでありまして、P F Iというのは有力な整備方策だと思いますし、そういう期待が集まっているわけでありまして、ただ事業が実際に始まりますと、また逆のようなことも起こり得るのではなからうかというふうに思っております。

樋口委員長 逆というのはどういう。

C委員 過大な期待の裏返しでございます。そういう意味では、この委員会としても、あるいは政府といたしましても、長期的に育てると、日本に定着させるという姿勢を堅持して下さるということを期待いたしております。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。D委員、お願い申し上げます。

D委員 今までの委員の方がおっしゃったように、非常にこの基本方針が熱望されている中で、こういったすばらしい案をまとめていただいて、この案については全面的に賛成をしたいというふうに思っております。

具体的な内容につきまして、実はよく読んでみるとかなり難しいことが書いてあります。例えば、リスクについて、公共と民間を比べるときに、公共がやった場合でもリスクを勘案してコストを出すとか、そういった難しい概念をこれからはわかりやすく普及させることと、これからの委員会の役割としては、かなり数値的と言いますか、数量的に計ってバ

リユー・フォー・マネーとやらなければならないところがあると思いますので、その辺のことをできる限りのことはしたいというふうに思っております。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。E委員、お願いします。

E委員 基本方針は、書くべきことが非常に多くございますので、こういうふうに多くなってしまいましたが、要旨をつくっていただきましたので非常にわかりやすくなったと思います。私も、基本方針自体はこういうことで早く次の段階に進めていただきたいと思っております。おそらく、余り今まで日本でやられたことがないことでございますので、さまざまな法的な問題がこれから起こって来ようかと思っておりますが、この委員会として、それに適切に対処していきたいと思っております。

樋口委員長 ありがとうございます。F委員、お願いします。

F委員 私もこの会に参画をして、それからずっと気を付けて見ていると、随分PFIというのが、期待を込めているところで手法として引用されているということで、非常に関心も期待も高いというふうに思っていますので、これは一般の国民も同様だというふうに考えますので、きちんとした形での本来の趣旨での定着というのを、先ほども御意見が出ていましたけれども、図っていきたいというふうに思っているんです。

その中でちょっと一点、これも継続的な課題だというふうには思いますけれども、考えておきたいなというふうに思うのが、例えばこの要旨で言えば、2ページの漢数字の一の4のところ、民間事業者の発案等があって、それを具体化しなかった場合は、具体化しなかったということについて通知等透明性の確保ということで書かれているんですけども、その具体化されなかったという理由は、価格的なものもあるかと思うんですけども、やはり公共性という視点でのチェックもあると思うんです。

公共性というところのチェックなんですけれども、去年の今ごろの時期だったように思うんですけども、100件ぐらいの案件をモデルケースで出していただいて、この前身の会合ですけども何人かでチェックをしたときに、やはりかなり、人、主観によってその公共性というのが随分変わるような感じのばらつきがあって、ですからやはりその辺り、透明性を確保して外に出たときに、いやそれは本当に公共性で、きちんとした物差しで計られたんだろうかということにもなるかというふうにも思って、ここの辺りもしっかり見ていけるようなシステムになっていればというふうに思います。

樋口委員長 ありがとうございます。

いろいろと御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。この辺りで、基本方針案についての議論を一応終了させていただきたいと思っております。

皆様の御意見を頂戴いたしますところ、本委員会としては、基本方針案については適当と認めるということで、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、総理へ提出いたします意見文を事務局の方で用意させていただきたいと思
います。

(意見文配布)

樋口委員長 それでは、案文の朗読を白須室長からお願い申し上げたいと思
います。

白須室長 『民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する
基本方針(案)について(意見)』

本委員会は、平成12年3月10日付総内第20号をもって付議された別添の「民間資金等の
活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(案)」について、
調査審議した結果、適当と認める。』

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、本案についてお諮りを申し上げたいと思
います。本委員会として案のとおり、
内閣総理大臣宛て意見を提出させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、本案をもって総理に意見を提出いたしたいと存じます。

ここで、小淵総理がお見えになるところでございますが、ちょっと予定が早くなりまし
たので、お待ち願いたいと思
います。

また、報道関係の皆さんも入場されますので、しばらくお待ち願いたいと思
います。

予定としまして、5時10分でございます。なお、青木官房長官がやむを得ない御所用の
ため、御出席ができないことになりましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者入室)

(小淵内閣総理大臣入室)

樋口委員長 それでは、小淵総理がお見えになりましたので、基本方針案についての本
委員会の意見をお渡し申し上げたいと思
う次第でございます。

『内閣総理大臣 小淵恵三殿

民間資金等活用事業推進委員会委員長 樋口廣太郎

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針につ
いて

本委員会は、平成12年3月10日付総内第20号をもって付議された別添の「民間資金等の
活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」について、調査審
議した結果、適当と認める。』

小淵総理 どうも御苦勞様です。

樋口委員長 よろしくお願
いいたします。

小淵総理 どうもありがとうございます。

樋口委員長 それでは、御多忙の中総理にお見えいただきましたので、ここでごあいさ
つをお願い申し上げたいと思
います。

小淵総理 ただいま、樋口委員長から基本方針案についての民間資金等活用事業推進委員会の御意見をいただきました。

昨年10月8日の第1回委員会で、私から基本方針についての御検討をお願いいたしましたところ、委員の皆様には5か月間にわたりまして大変密度の濃い、熱心な調査審議を重ねていただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

P F Iの推進は、国民に対する低廉かつ良好な公共サービスの提供や、公的財政負担の縮減を実現するとともに、官民の適切な役割分担に基づく新たな官と民とのパートナーシップを確立していく契機となるものと期待され、さらに民間の事業機会の創出を通じて、経済の活性化に資するものと考えております。

基本方針の策定は、P F Iの推進の第一歩であります。政府としては、これを受けて関係省庁協力の下、P F I事業の積極的推進に努めてまいりたいと考えております。

本委員会の皆様におかれましても、今後のP F I事業の推進に当たり、御協力をお願いいたしたいと存じます。

5か月の間、精力的に調査審議を進められ、基本方針の作成に御尽力をいただいた樋口委員長をはじめとする、委員の皆様を重ねて心から御礼申し上げます。私のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで私からもごあいさつさせていただきます。

本当に総理ありがとうございました。

P F I事業の実施に関する基本方針につきましては、昨年10月8日の第1回委員会において、総理からじきじき御依頼を頂戴いたしました。本委員会として、検討を進めてまいりましたが、先ほど基本方針案についての本委員会の意見をお渡しするに至りました。ここで、委員長として一言ごあいさつを申し上げます。

P F Iは、我が国では全く新しい事業手法でございました。また、バリュー・フォー・マネーの算定、官と民のリスクの分担、民間事業者の公募や契約の方法など、検討すべき事項がたくさんございましたが、委員の皆様からは学識、経験に基づきます極めて密度の高い御意見を頂戴いたしました。また、本日も各委員の皆様方の御意見を頂戴しました。私から厚く御礼申し上げます。

基本方針が策定されますと、いよいよ実際のP F I事業が進められてまいります。基本方針は、我が国のP F Iの理念とその実現のための方法を示すものでございます。政府、地方公共団体等におかれましては、基本方針の趣旨に即してP F I事業を実施していただきたいと願うものでございます。

また、それぞれの関係省庁におかれましても、具体的なP F Iの推進に積極的に取り組んでいただきたいということを、私ども委員は希望いたしております。本委員会といたしましても、P F I事業の実施状況について調査審議等、これからもP F Iの推進に尽力してまいりたいと考えております。

委員の皆様も引き続き御協力をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

総理、本当にありがとうございました。

(報道関係者退室)

(小淵内閣総理大臣退室)

樋口委員長 皆さんから御意見を頂戴しましたが、やはり新しいことでございますし、非常に待たれているんです。具体的には、金町の浄水場の問題とか、あるいは隣の神奈川の問題とか、枚挙にいとまがないくらい出てきておりまして、そういう点ではやりがいがあるのではないかと考えております。関係の皆さん、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

なお、会議終了後、山内委員と私が出席いたしまして、記者会見を総理府で行いたいと思いますので、その対応についてはお任せいただきたいと思います。

それでは、これをもって閉会とさせていただきます。

以 上